



ANFA 会員登録方法

ANFA は、World Flair Association(WFA)のアジア地区の代表国であり、米国 FBA 本部とも関係性を保有する日本で唯一の全国規模のフレア団体です。

ANFAに入会する際には、FBA への会員登録(国際的活動と会員番号取得の為)とANFA 会員登録(国内の活動の為)をお勧めしています。FBA、WFA への入会は任意であり、ANFA からの強制事項ではありません。その一報で、関連の海外大会に出場するにはそれぞれの協会への登録が必要となります。

<会員登録の方法>

【任意】インターネットによる FBA 会員登録(米国 FBA の基本登録は無料になりました)

まず、FBA のホームページ (<http://www.barflair.org>) にアクセスし、ページ上段の「JOIN FBA」から会員登録を行ないます。登録後に取得した会員番号は、会員登録用紙に記入して下さいも結構です。

これは、FBA ウェブサイトへのログイン ID やパスワードを忘れてしまった場合に、ANFA から皆さまへ再度お知らせする場合に役立ちます。

【任意】インターネットによる WFA 会員登録

WFA のホームページ (<http://www.worldflairassociation.com>) にアクセスし、ページ右側の「JOIN US Click here >>」から会員登録を行ないます。必要事項を記入して、会員登録をして下さい。

◎<必須>ANFA 会員登録用紙への記入と提出

別紙の ANFA 会員登録用紙に必要事項を記入し、管轄の地区代表またはブロックリーダーまで提出して下さい。用紙は会員活動としての正式な連絡先となります。間違いのないように確実に記入してください。任意の記入項目である FBA ログインネームとパスワード、本部記入欄以外は、必ず記入してください。連絡先など記入漏れにより、登録受付ができない場合がありますのでご注意ください。

◎会員登録用紙の送付先と会費の入金方法

記入した ANFA 会員登録用紙は、事前に所属する地区担当代表又はブロックリーダーまで電話連絡の後にご郵送ください。地区代表やブロックリーダーについては、

(<http://www.fba.jp/aboutus/fbajapan.html>) で確認が可能です。

ANFA 会費は下記の通りです。

入会金 = ¥2,000(再入会金 = ¥10,000) 年会費 = ¥6,000

入金先につきましては、各地区代表者あるいはブロックリーダーにご確認下さい。

入金の際には、誰による振込みかが特定できない場合があります。振込み元(依頼人名)の記載にご注意下さい。個人名を後ろに記載すると、依頼人名が切れて読み取れない場合がありますのでご注意ください。

例) × エフビーエージャパン ホンブ コウホウホンブ ■■■■(←個人名)

○ 4220(←FBA 会員 No.) ■■■■(←個人名) コウホウホンブ エフビーエージャパン(所属地区・ブロック)

※この登録は、ANFA の正式書類ですので誤字・脱字・空欄がないように丁寧に記入してください。

(記載に不備がある場合は登録を完了できない場合がございますのでご注意ください)

全日本フレア・バーテンダース協会 入会・再入会員登録用紙

姓 名

性別 男 女

漢字 _____

ALPHABET _____

※氏名は漢字とアルファベットでそれぞれ記入して下さい

Nick Name _____

※この欄はフレアネームとして、今後の活動で使われるあなたの呼び名です

eMail _____

※ANFAからの連絡をお送りする場合がありますので、正確に記入して下さい

Birth Day _____

※西暦で記入(例: 1975/04/01)

FBA No. _____ FBA登録日 _____

※FBA No.とは、アメリカのFBA本部への登録時に発行される番号です。

※西暦で記入(例: 2001/04/01)

※FBAへの入会は任意です。

WFA入会 入会済み 未入会

※WFAへの入会は任意です。

自宅住所 〒 _____ 都道府県 _____

市区町村番地 _____

建物名 _____

TEL _____ FAX _____ 携帯 _____

勤務先データ 勤務先名称 _____

〒 _____ 都道府県 _____

市区町村番地 _____

建物名 _____

TEL _____ FAX _____

地区・本部記入欄 '04年度 '05年度 備考 _____

'06年度 '07年度 _____

'08年度 '09年度 _____

'10年度 _____

所属地区 _____ ブロック _____



【添付資料】

全日本フレア・バーテンダーズ協会 会員規約

会員について

- 1 すべての会員は、別記のすべての会則に同意し、協会の目的や活動に賛同する者を会員とする。
- 2 会則第 29 条および第 30 条に則り、本会の事業年度を毎年 8 月 1 日から翌年の 7 月 31 日までとする。
- 3 入会金および、該当する事業年度ごとの会費の納入が確認された者を本会の正会員とみなす。
- 4 事業年度が改まる 8 月 1 日以降、翌年の 7 月 31 日までの間で会員登録更新および会費納入が確認できない者については、会員登録保留者として例外を除く本会主催のフレア・バーテンディング競技会、イベントへの出場が認められない。
- 5 事業年度が過ぎても会員登録更新および会費納入が確認できない者については、本会を退会したものとする。
- 6 前項に該当する者が本会での活動を再開する場合には、再度の会員登録用紙の提出と再入会金 1 万円、年会費 6000 円の入金をもって活動を認める。

会員の義務

- 7 ANFA の協会名を使用するイベント等は地区代表者に報告することを義務付ける。
- 8 フレアの正しい知識と技術を身につけることに努める。
- 9 フレア・バーテンディングという文化を築き上げていく一人であることを認識して行動すること。
- 10 フレアとは、バーテンダーの技術の一つであるということをよく理解すること。
- 11 フレアに関する活動で問題が発生した場合、速やかに地区代表者に報告することを義務とする。
- 12 大会へのエントリーは、大会主催者の意向に従い行うこととする。
- 13 大会のエントリーのキャンセルは多数の人に迷惑がかかるため、原則として不可とする。
- 14 個人の勝手な都合や、連絡なく大会をキャンセルした場合、その日より 12 ヶ月、大会へのエントリーは認めない。
- 15 やむを得ずエントリーをキャンセルする場合、地区代表者と大会主催者に必ず連絡を入れること。
- 16 ANFA 公式の大会を開催する場合、地区代表を通じ本部に大会開催申請書などの必要書類を提出し、本部の認可を受けることを義務付ける。
- 17 入会、退会は必ず地区代表者を通して行なうこととする。
- 18 年会費の支払いは、地区代表者に従い速やかに行なうこととする。
- 19 以上の規約を守れない会員は、各ブロック長、地区担当代表者、本部の話し合いにより除名する。

ANFA 副会長

江田 毅寿 滝藤 育伸



【添付資料2】

全日本フレア・バーテンダーズ協会 会則

第1章 総則

第1条(名称)

この団体は全日本フレア・バーテンダーズ協会(略称、ANFA)と称する。

第2条(事務所)

この団体の主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

また、総会の議決を経て必要な地に従たる事務所を置くこととする。

第2章 目的及び事業

第3条(目的)

この団体はフレアバーテンダーがカクテルを製作するイベントを行ない、各地における飲料文化の向上を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

第4条(活動の種類)

この団体は前条の目的を遂行するため、次に掲げる種類の活動を行なう。

- (1) 料飲文化の発展、発達を図る活動
- (2) 前号に掲げる活動を行なう団体の運営、活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条(事業)

1. この団体は第3条の目的を達成するため、係る事業として次の活動を行なう。
 - (1) フレアバーテンダーの育成
 - (2) 正しいフレアバーテンダーの技術の向上と研究
 - (3) フレアバーテンダー技能競技大会の開催
 - (4) フレアバーテンディングの普及活動を目的とした講習会等の企画、実施
 - (5) 酒販メーカー等と連動したフレアバーテンディングの普及活動
 - (6) 海外のフレアバーテンダー及びバーテンダー組織との交流による情報交換
 - (7) 関連団体との連絡協調
 - (8) このほかこの団体が目的を達成するための事業
2. この団体は次のその他の事業を行なう。
 - (1) カクテル販売事業
 - (2) 技術ビデオ、DVD 販売事業
3. 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行なうものとし、その収益は第1項に掲げる事業に充てるものとする。



第3章 会員

第6条(会員の種別)

この団体の会員は次の2種類とする。

(1) 正会員

この団体の目的に賛同して入会し、団体の活動を推進する個人及び団体

(2) 賛助会員

この団体の目的、事業に賛同、賛助する個人及び団体

第7条(入会)

1. 会員に入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を各ブロックの代表者、各地区の代表者及びこの団体の代表者に各一部提出するものとする。
2. この団体の代表者は、入会の申込があった時には正当な理由がない限り、入会を承認しなければならない。
3. 団体の法事代表者は、前項の者の入会を認めない場合には、理由を付した書面をもって本人へ速やかにその旨を通知しなければならない。

第8条(入会金及び会費)

会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。また、賛助会員に関しては総会において定められた会費を納入しなければならない。

第9条(会員資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人の死亡、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 正当な理由なく会費を(最高期限1年)滞納し、催告を受けても応じず納入しないとき
- (4) 除名されたとき

第10条(退会)

会員は、この団体の代表者が別に定める退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

第11条(除名)

1. 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは総会の議決により、これを除名することができる。
この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) この定款に違反したとき
 - (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行動をしたとき
2. 前条の全ての項目に対して除名に該当する者への連絡先が不通のときは、会報に記載する等の方法で公示する。

第12条(抛出金品の不返還)

既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。



第4章 役員及び職員

第13条(種別及び定款)

この団体に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 名誉会長、顧問、相談役 若干名
- (4) 北海道・東北・関東・東海・北陸・関西・中国・四国・九州・沖縄の各地区の代表者(地区代表)、都道府県ブロックリーダー

第14条(役員を選任等)

1. 会長及び副会長など、すべての役員は正会員の中から選任する。

第15条(役員職務)

1. 会長はこの団体を代表し、その業務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその業務を代行する。
3. 役員はその役職に応じて、次に掲げる職務を行なう。
 - (1) 役員業務の執行状況の把握及び監査
 - (2) この団体の財産状況の把握及び監査
 - (3) 前二号の規定による監査の結果、この団体の業務または財産に関し、不正な行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることが発覚した場合には、これを総会または所轄長に報告すること
 - (4) 前号の報告のために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 役員業務の執行状況、又はこの団体の財産の状況については役員に意見を述べ、もしくは総会の招集を請求すること
 - (6) 顧問はこの団体の運営に関する基本的事項について、会長の諮問に応じ意見を述べることができる
 - (7) 相談役はこの団体の事業遂行に関する重要事項について、会長の諮問に応じ意見を述べることができる

第16条(役員任期等)

1. 役員任期は、一期2年とする。ただし、これを妨げない。
2. 補欠の為、または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の残任期間とする。
3. 役員は就任または任期満了後において、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第17条(役員欠員補充)

役員のうちその定数の3分の1を超えるものが欠けた場合は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条(役員解任)

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを解任することができる。こ



の場合、その役員に対し諮決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の障害のため業務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の業務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

第 19 条(役員報酬等)

1. 役員報酬は特に認めない。ただし、役員はその業務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
2. 前項に関して必要な事項は、総会の議決を経て役員長が別に定める。

第 20 条(事務局及び職員)

1. 団体に事務を処理するため事務局を設ける。
2. 事務局長及び職員は役員会の議決を経て会長が委嘱する。

第 5 章 役員会

第 21 条(構成)

役員会は役員をもって構成する。

第 22 条(権能)

役員会はこの定款に定めるもののほか次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金に関する事項
- (4) 事務局の組織及び、運営に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第 23 条(開催)

役員会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 役員長が必要と認めるとき
- (2) 役員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第 15 条、第 4 項、第 5 号の規定により監事から招集の請求があったとき

第 24 条(招集)

1. 役員会は役員長が招集する。
2. 役員長は前号第 2 号及び、第 3 号の規定による請求があったときはその日から 30 日以内に役員会を招集しなければならない。
3. 役員会を招集するときは会議の日時、場所、目的をもって 14 日前までに通知しなければならない。

第 25 条(議長)

役員会の議長は役員長がこれにあたる。

第 26 条(議決)

1. 役員会における議決事項は第 34 条、第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただ



し、議事が緊急を要するもので出席した役員の3分の2以上の同意があった場合はこの限りではない。

2. 役員会の議事は役員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第27条(表決権等)

1. 各役員を表決権は平等なものとする。
2. やむを得ない理由のため役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した役員は、前条及び次条第1項の適応については役員会に出席したものとみなす。
4. 役員会の決議について特別の利害関係を有する役員は、その議事の議決に加わることができない。

第28条(議事録)

1. 役員会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 役員総数及び、出席者数及び出席者氏名
(書面表決者にあつては、その旨を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び、議決の結果、決定事項
2. 議事録による議長及び、その会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。
3. 前項の議事録は事務所に備え付けておかなければならない。

第6章 資産及び会計

第29条(事業年度)

この団体の事業年度は毎年8月1日から翌年の7月31日までとする。

第30条(資産の構成)

この団体の資産は入会金、年会費及びその他の収入をもって構成する。

第31条(資産の管理)

この団体の資産は役員会(会計)が管理し、この管理方法は役員会の議決をもって別に定める。

第32条(経費の支弁等)

この団体の経費は資産を持って支弁する。

第33条(事業計画及び予算)

この団体の事業計画、収支予算は役員会(会計)が作成し総会の議決を得なければならない。

第34条(事業報告及び会計書類)

1. 役員長は毎事業年度終了とともに、次に掲げる書類を作成し通常総会開催20日までに監事に提出し、その監査を受けなければならない。
 - (1) 事業報告書



- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録
- (6) その他必要な書類

2. 決算上余剰金が生じたときは次事業年度に繰越するものとする。

第7章 雑則

第35条(細則)

この団体の定款に定めるもののほか、この団体の運営に関し必要な事項は総会の議決を経て役員長がこれを定める。

以上